

農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドラインについて

農林水産省では、ほ場内やほ場周辺からの監視下で農業機械（ロボット農機）を無人で自動走行させる技術の実用化を見据えて、**メーカーや使用者など関係者の役割や順守すべき事項などをまとめた「安全性確保ガイドライン」を策定**しました。

ガイドラインの適用範囲・使用上の条件



- ・写真は、衛星測位技術を用いて自動走行するトラクター
- ・使用者は農機に搭乗して、前方の無人機を監視しながら作業

- ロボット農機の使用者が、ほ場内やほ場周辺から監視しながら、ロボット農機を無人で自動走行させる方法が対象
- ロボット農機はほ場内の作業のみに使用し、道路ではロボット農機を自動走行させないこと
- 使用者以外は、ロボット農機が自動走行しているほ場内に立ち入らないこと

関係者の主な役割・順守すべき事項

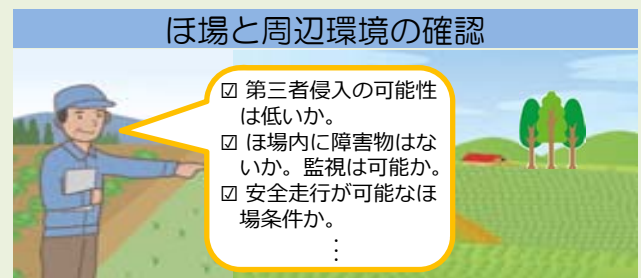
【製造者等（例：メーカー）】

- リスクアセスメントと保護方策（停止装置等）によって、ロボット農機のリスクを低減すること
- リスクが低減しない場合には、使用上の条件の見直すか、製品化を取りやめること
- 販売者と連携し、導入主体や使用者に対して、ロボット農機の安全使用の訓練を行うこと



【導入主体（例：農業法人）】

- 使用を想定しているほ場や周辺環境を確認し、危険性を把握して対策を講じること
- ロボット農機を適切に管理し、安全に使用されていることを随時確認すること



【使用者（例：農業法人の従業員）】

※個人の農業経営者がロボット農機を導入・使用する場合は、「導入主体」と「使用者」の両方の役割が求められます。

- ロボット農機の安全使用の訓練を受講し、ロボット農機を適切に使用すること
- 第三者の接近や、ロボット農機のほ場外への飛び出し等の可能性が生じた場合にはロボット農機を直ちに停止させること
- 使用者自身が搭乗する農機の事故防止のため、シートベルトの着用等を徹底すること

